

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

新宿区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民健康保険に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から国保資格に関する異動届出等を受理 (2) 住民記録システムを使用し世帯・住所情報等を取得・確認 (3) 団体内統合宛名等システムを使用し他機関における資格情報を取得・確認 (4) 国保情報トータルシステムを使用し資格情報を入力・管理 2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から各種証の交付(再交付)申請を受理 (2) 国保情報トータルシステムを使用し資格情報等を確認 (3) 各種システムを使用し所得情報を取得・確認 (4) 国保情報トータルシステムを使用し各種証の交付判定・作成(交付)・履歴管理 (5) 被保険者証・高齢受給者証の一斉更新 3. 療養給付、付加給付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国保総合システムを使用し診療報酬明細(レセプト)情報を受理 (2) 国保総合システムを使用し診療報酬明細(レセプト)情報の内容を点検・審査 (3) 診療報酬等の支払 (4) 被保険者等から各種給付に関する申請を受理 (5) 各種システムを使用し資格情報等を確認 (6) 団体内統合宛名等システムを使用し他機関における給付情報を取得・確認 (7) 各種給付の支給決定及び被保険者等への通知・支給 (8) 国保情報トータルシステムを使用し給付情報を入力・管理 (9) 医療費通知・ジェネリック差額通知 4. 療養給付における一部減額・減免に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から一部減額・減免の申請を受理 (2) 各種システムを使用し資格情報等を確認 (3) 一部減額・減免の決定及び被保険者等への通知 5. 滞納者に対する療養給付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受理 (2) 各種システムを使用し資格情報等を確認 (3) 療養給付費の充当決定及び被保険者等への通知・支給 6. 保険料の賦課(計算)に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等から保険料の減額・減免に関する届出・申請を受理 (2) 各種システムを使用し資格情報等を取得・確認 (3) 国保情報トータルシステムを使用し保険料を賦課(計算)・管理 (4) 被保険者等へ納入通知書・納付書を送付 7. 保険料の徴収に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者等が保険料を納付 (2) 国保情報トータルシステムを使用し収納情報を入力・管理 (3) 被保険者等へ納付証明書を交付、口座振替済通知を送付 (4) 各種システムを使用し滞納処分情報等を取得 (5) 被保険者等へ督促状・催告書を送付 (6) 被保険者等から徴収に関する届出・申請を受理 (7) 各種システムを使用し滞納処分等を判定・決定 (8) 被保険者等へ徴収に関する通知等を送付 <p>※ 特定個人情報等の流れについては、別添1を参照</p>						
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1									
①システムの名称	国保情報トータルシステム(平成31年1月まで)								
②システムの機能	<p>1. 被保険者資格管理機能 被保険者等からの取得・喪失に関する届出内容等を入力・記録する。 住民記録システムから世帯・住所等を取得する。</p> <p>2. 保険証等作成管理機能 被保険者等の資格・所得情報より、各種証の出力を判定し作成・交付履歴を記録する。</p> <p>3. 療養給付等支給管理機能 国保総合システムからの診療報酬明細(レセプト)情報及び被保険者等からの給付申請内容を入力・記録する。 記録された給付情報から高額療養費等の計算・支給決定判定を行い、支給履歴等を記録・管理する。</p> <p>4. 保険料賦課管理機能 被保険者等の資格・所得情報より、世帯の保険料を賦課(計算)し納入通知書・納付書を出力する。 税務システムから所得情報を取得、被保険者等からの申告による所得情報を入力・記録する。</p> <p>5. 収納情報管理機能 被保険者等からの納付内容を入力・記録する。 保険料・納付の情報より、収納状況を判定し滞納情報等を記録・管理する。</p> <p>6. 中間サーバー用情報作成機能 国保情報トータルシステムに記録されている情報より、番号法による情報提供に必要な中間サーバー用の特定個人情報を作成する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

システム2									
①システムの名称	保険料(税)賦課システム(平成31年2月から)								
②システムの機能	<p>1. 照会 ：国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、固定資産税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。</p> <p>2. 申請受付 ：減免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。</p> <p>3. 賦課資料入力 ：所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。</p> <p>4. 更正決議 ：月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。</p> <p>5. 税(料)額試算 ：架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。</p> <p>6. 税(料)率試算 ：指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。</p> <p>7. 当初賦課処理計算 ：本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。</p> <p>8. 各種帳票の出力 ：賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。</p> <p>9. 国・都道府県への報告資料の作成 ：国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。</p> <p>10. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()								

システム3	
①システムの名称	資格管理システム(平成31年2月から)
②システムの機能	<p>1. 照会 :世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。</p> <p>2. 異動処理 :加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。</p> <p>3. 証発行管理 :保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。</p> <p>4. 前期高齢者判定 :随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。</p> <p>5. 申請受付 :限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。</p> <p>6. 滞納管理 :短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。</p> <p>7. 保険証の一括更新 :滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。</p> <p>8. 各種一覧表の出力 :年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。</p> <p>9. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。</p> <p>10. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 ()</p>

システム4									
①システムの名称	給付システム(平成31年2月から)								
②システムの機能	<p>1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。</p> <p>2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。</p> <p>3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。</p> <p>4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。</p> <p>5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。</p> <p>6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。</p> <p>7. 国民健康保険連合会データの取り込み :国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。</p> <p>8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。</p> <p>9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。</p> <p>10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。</p> <p>11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 ()
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 ()								

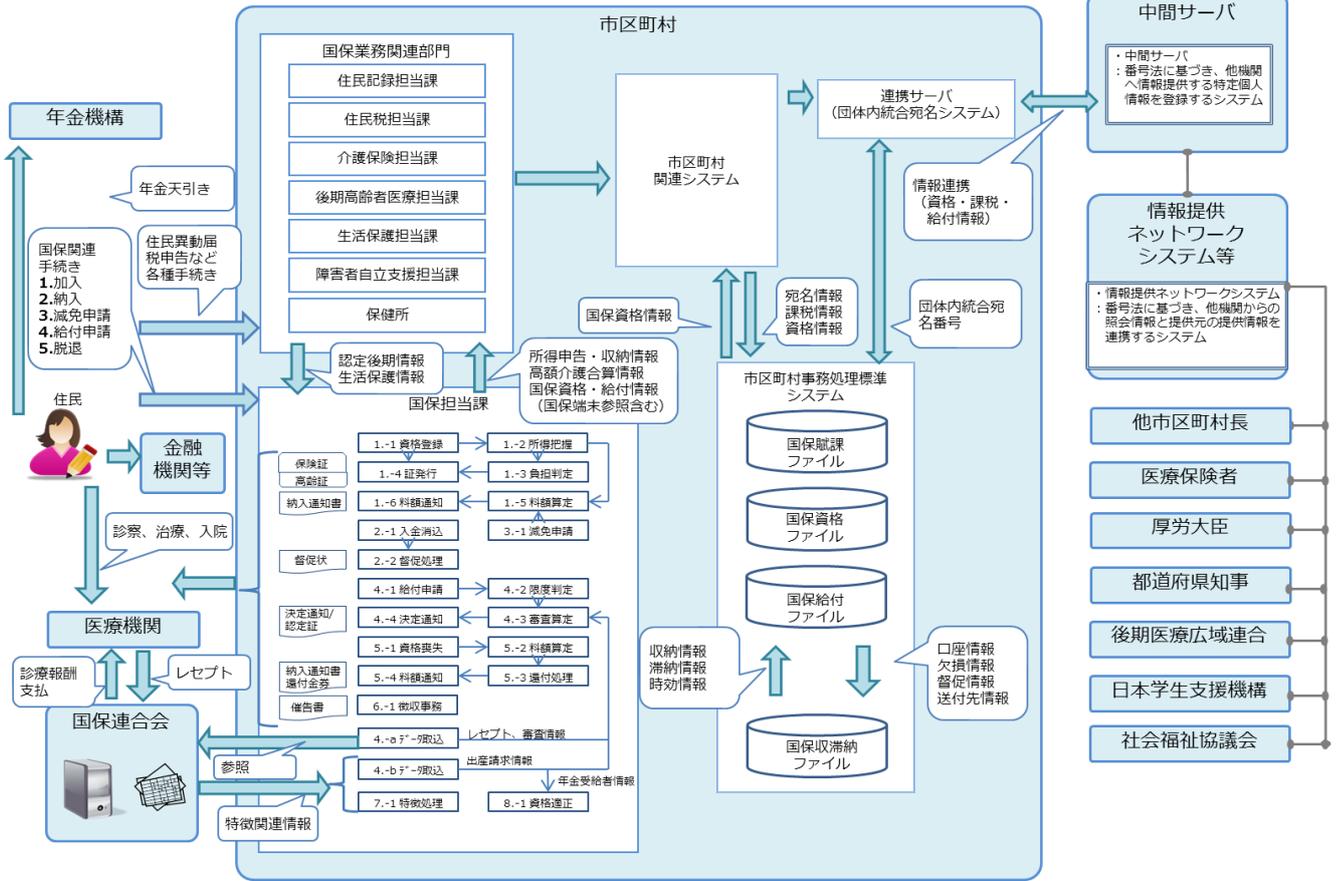
システム5									
①システムの名称	保険料(税)収納システム(平成31年2月から)								
②システムの機能	<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行 :督促状、納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 ()
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 ()								

システム11									
①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。								
②システムの機能	<p>1. 診療報酬明細(レセプト)情報連携機能 医療機関より東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連合会」という。)へ提出のあった診療報酬明細(レセプト)情報を連携する。</p> <p>2. 診療報酬明細(レセプト)情報点検機能 区に設置された専用端末を使用して診療報酬明細(レセプト)情報を確認・点検、軽微な修正が可能のほか、点検結果を国保連合会へ送信する。</p> <p>3. 統計資料等作成・出力機能 診療報酬明細(レセプト)情報より療養給付費に関する統計資料等を作成・出力する。</p> <p>4. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) (1) 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2) 被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>5. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) (1) 継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2) 継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>※ ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。 ※ 当該システムは、国保連合会が管理・運用 ※ 国保連合会と専用端末とは、専用線により接続 ※ 国保情報トータルシステムとは、電子記録媒体を使用しデータ連携</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
(平成31年1月まで) 国民健康保険情報ファイル (平成31年2月から) (1) 国保賦課ファイル (2) 国保資格ファイル (3) 国保給付ファイル (4) 国保収滞納ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>国民健康保険に関する事務の各種申請書において、個人番号が記載されるようになるため、個人番号を用いて被保険者等の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険に関する事務を適切・円滑に行う。</p> <p>また、情報提供ネットワークを使用し国や他自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者等が申請時に提出している各種証明書等を省略することで行政手続きを簡略化し、被保険者等の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>国民健康保険事務では被保険者等に対して以下の業務を実施する。関連する届出・申請書の記載や所得情報等の入手・提供において個人番号を使用することとなり、これらの業務を遂行するために必要な特定個人情報を収集・管理する必要がある。</p> <p>(1) 国保賦課ファイル ・保険料の算定・通知</p> <p>(2) 国保資格ファイル ・被保険者資格・属性管理 ・被保険者資格異動管理 ・被保険者証の発行 ・課税情報の把握 ・高齢者負担割合の判定、高齢受給者証の発行</p> <p>(3) 国保給付ファイル ・レセプト情報の取り込み ・保険給付申請受付～支払</p> <p>(4) 国保収滞納ファイル ・保険料の徴収・督促・還付の管理および振替口座の管理 ・保険料の徴収、滞納整理</p> <p>※(1)～(4)各ファイルは平成31年2月から(平成31年1月までは国民健康保険情報ファイル)</p>
②実現が期待されるメリット	<p>◆これまで窓口等で提出・提示が求められていた関係書類の省略が図られることで、国民健康保険の手続きにおける被保険者等の負担軽減及び利便性の向上が得られる。</p> <p>◆他機関への情報照会により、資格・所得・給付に関する情報が的確かつ効率的に把握することが可能となり、事務の効率化が図られ、より適正な国民健康保険制度の運営へとつながる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第一の30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部医療保険年金課
②所属長	医療保険年金課長 村山 透
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

A. 市区町村事務処理標準システムと市区町村の国民健康保険事務および関連システムとの関係 (平成31年2月から)



(備考)

1. 資格取得

住民からの異動届を基に国保資格取得入力を行う。届出の内容に応じて被保険者証・高齢受給者証の交付、保険料額(および期割納付書)の通知を市民に対して行う。処理に際して前保険の資格喪失日、前住所地での特定同一世帯情報、他区市町村区町村での課税・収入・所得情報、雇用保険受給情報が必要になる場合、他区市町村区町村、医療保険者、厚労大臣から提供を受ける。(情報連携機能使用予定)

2. 納入

住民から納入された保険料の消し込み処理を行う。納期限を一定期間過ぎても納入がない場合は督促状を送付する。

3. 減免申請

保険料の減免相談を受け付ける。減免を承認した場合は減額更正通知を行う。

4. 給付申請

住民からの各種給付申請を基に審査決裁を行う。申請内容に応じて認定証の交付や給付支払決定の通知、支払を行う。処理に際して、他区市町村区町村での住民票情報、課税・所得情報や他の医療保険(介護保険含む)の保険給付情報が必要になる場合は他区市町村区町村・医療保険者から提供を受ける。(情報連携機能を使用予定)また、国保連合会よりレセプトデータや各種審査情報の提供を受ける。

5. 資格喪失

住民からの異動届を基に国保資格喪失入力を行う。処理結果として保険料の減額更正通知や必要に応じて還付金の通知も行う。処理に際して、転出確定日が必要になる場合、転出先市区町村から提供を受ける。(情報連携機能を使用予定)

6. 徴収事務

国保料滞納者に対して、催告等の徴収事務を行う。

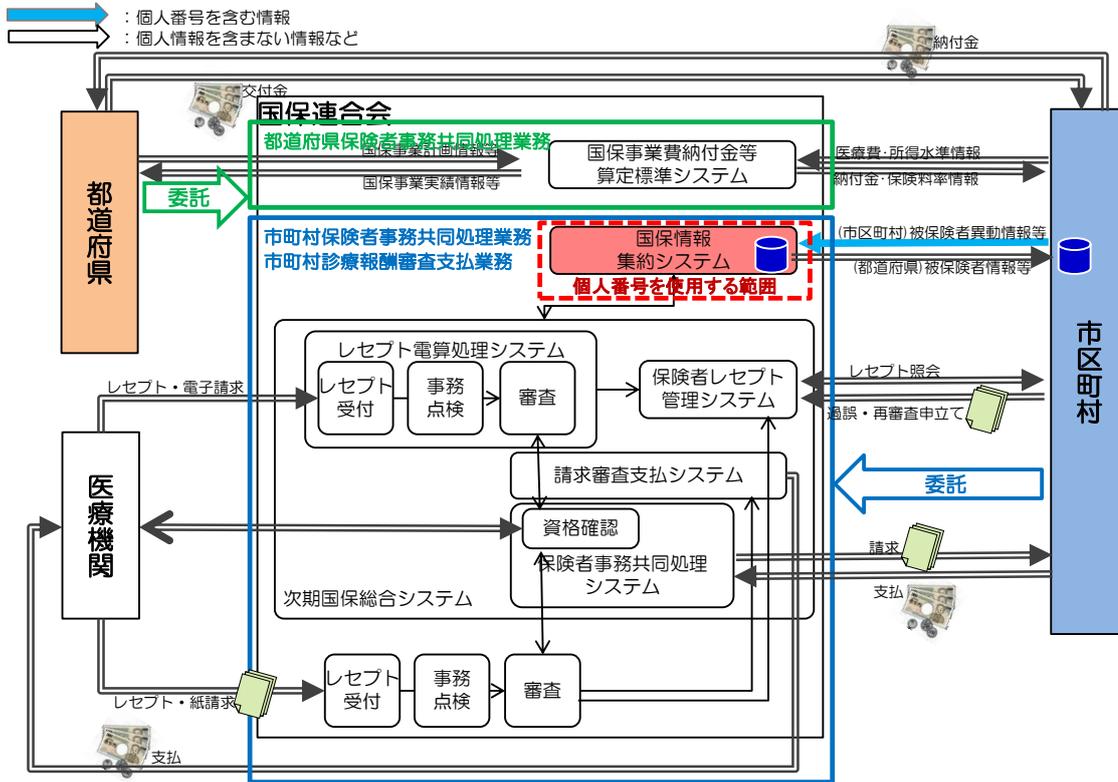
7. 特徴処理

保険料の特別徴収開始判定に伴い、国保連合会より年金情報、介護保険課から介護賦課情報の提供を受ける。また、特別徴収開始後、国保連合会からは年金天引きの結果やその他処理結果情報の提供を受ける。本市からは特別徴収の開始・中止・変更の各種依頼情報を国保連合会に提供する。

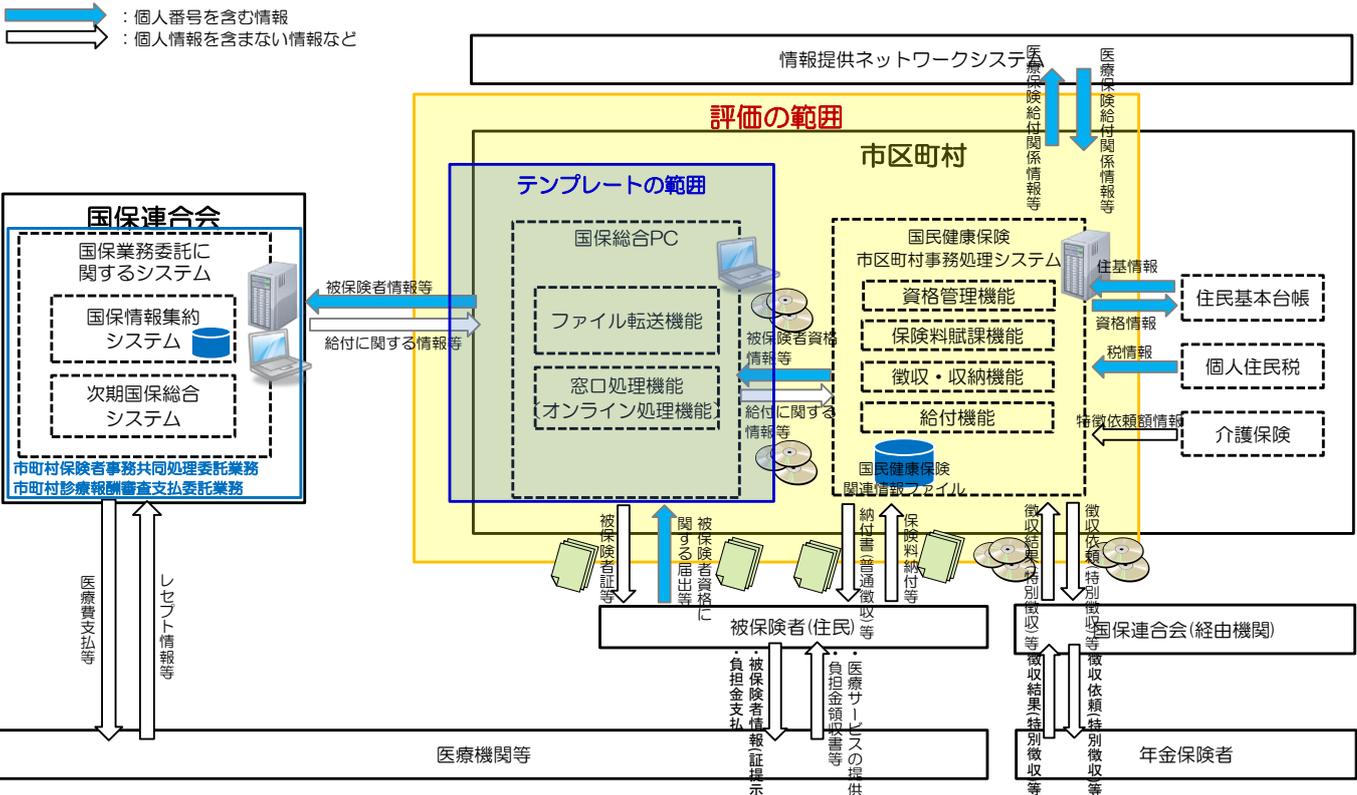
8. 資格適正(および退職振替)

当区国保と他の社会保険の2重加入被保険者の調査を行う。その際、年金システムより1号被保険者情報の移転を受ける。また、退職医療制度該当者の調査も行う。調査に際し、国保連合会より年金受給権者情報の提供を受ける。

B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係(平成31年2月から)



C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係(平成31年2月から)



(備考)

1. 市町村保険者事務共同処理業務

- 1-1. 国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
 ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2. 上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

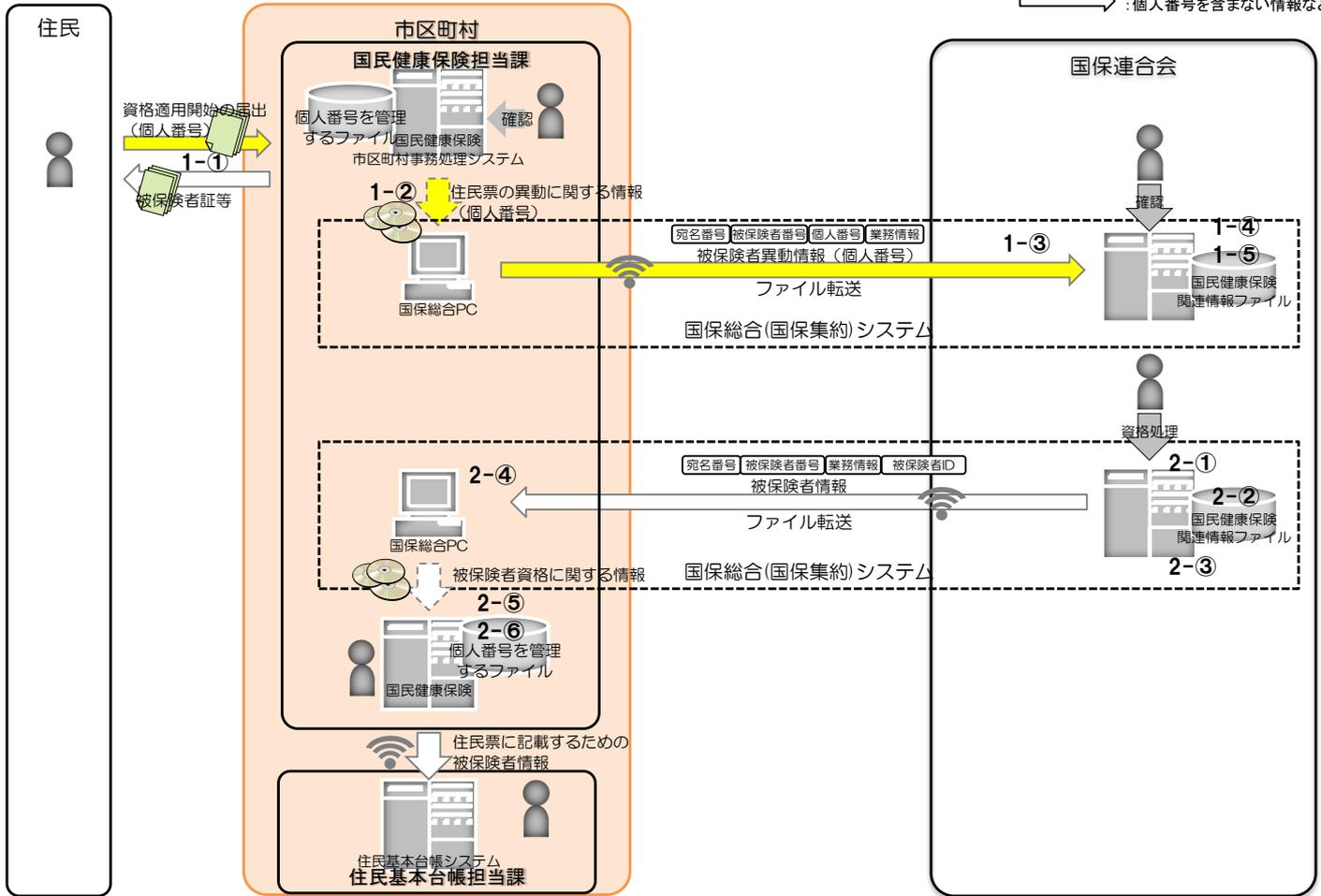
- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険料収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
 ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

3. 市町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を国保連合会に委託する。
 ・なお、本業務および本業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号は使用しない。

1. 資格継続業務(平成31年2月から)

→ :個人番号を含む情報
 → :個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

- 1-① 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-② 国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 1-③ 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

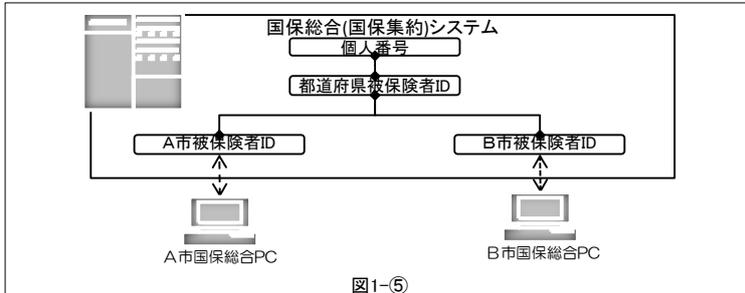
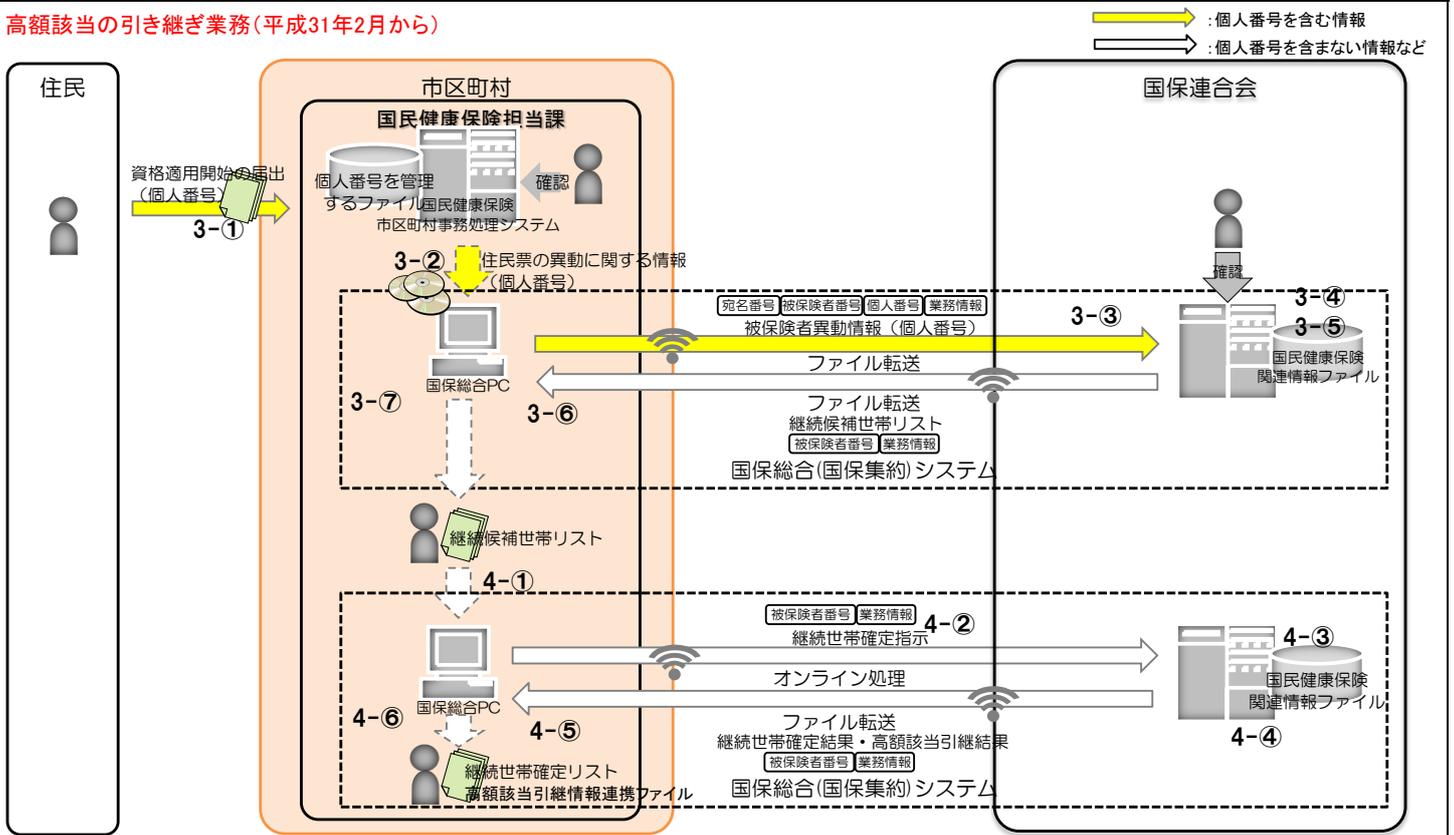


図1-5

(2)被保険者情報の受信

- 2-① (1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-② 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付けされている。
- 2-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤ 市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険市区町村事務処理システムに移入する。
- 2-⑥ 国民健康保険市区町村事務処理システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

2. 高額該当の引き継ぎ業務(平成31年2月から)



(備考)

2. 高額該当回数引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 継続候補世帯の抽出

- 3-① 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。
- 3-② 国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 3-③ 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦ 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-① 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-② 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥ 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル（平成31年1月まで）	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）
その必要性	被保険者資格の適正管理、公平・公正な賦課・給付の管理、保険料の適正な収納管理を行う必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◆その他識別情報 個人を正確に特定するため ◆4情報 本人確認及び各種証・通知を作成し送付するため ◆連絡先 被保険者等に対し資格・給付・収納に関する問い合わせをする必要があるため ◆その他住民票関係情報 資格・賦課・給付・収納に関する事務を適正に行うため ◆地方税関係情報 保険料賦課・給付割合等を適正に計算・判定するため ◆健康・医療関係情報 療養給付に関する事務を適正に行うため ◆医療保険関係情報 資格・賦課・給付に関する事務を適正に行うため ◆年金関係情報 保険料の年金特別徴収に関する事務を適正に行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[○] 本人又は本人の代理人</p> <p>[○] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課)</p> <p>[○] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、日本年金機構)</p> <p>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村)</p> <p>[○] 民間事業者 (他医療保険者)</p> <p>[○] その他 (東京都国民健康保険団体連合会)</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ</p> <p>[] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>◆紙による入手 被保険者等からの届出・申請を受けた都度</p> <p>◆専用線による入手 診療報酬明細(レセプト)情報は、毎月中旬 年金特徴関連情報は、毎月下旬・年次(5月下旬) (資格継続業務) 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</p> <p>(高額該当の引き継ぎ業務) 引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を 引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p> <p>◆庁内連携システムによる入手 住民記録情報に異動があった場合は、日次 税務情報に異動があった場合は、週次・年次(6月上旬) 調査が必要となった都度</p> <p>◆情報提供ネットワークシステムによる入手 調査が必要となった都度</p> <p>◆住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 調査が必要となった都度 ※一括調査(週次)の場合、電子記録媒体を使用して国保情報トータルシステムとデータ授受</p>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>国民健康保険に関する事務においては、被保険者等から情報を入手することが原則となっているが、他部署・他機関で入手した情報を的確かつ効率的に入手することで、遅延なく適切な国民健康保険事務が遂行できるため、必要に応じて様々な方法により情報を入手している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格関連は、日々異動が発生するものであることより、都度・日次による入手 ・賦課・給付関連は、月単位での決定処理であることより、都度・週次・月次による入手 <p>なお、国民健康保険法第9条14項（住民基本台帳法に基づく届出によるみなし）以外については、被保険者等の届出による入手が原則となっている。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 <p>2. 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。
<p>⑤本人への明示</p>	<p>入手については、国民健康保険法施行規則・新宿区国民健康保険条例・新宿区国民健康保険条例施行規則に届出・申請事項として明示されているほか、番号法・住民基本台帳法及び番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に明示されている。</p> <p>また、使用目的等は、窓口における口頭や各種通知により説明している。</p>

⑥使用目的 ※		国民健康保険法の規定に基づく、被保険者等の資格管理・被保険者証等の交付管理・療養給付の支給管理・保険料賦課・保険料徴収・滞納処分管理を適切に行うため。
変更の妥当性		－
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課、地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 被保険者等の資格・保険証等管理 被保険者等からの届出等において個人番号等を入手し、住民記録システムによる本人・世帯・住所情報の確認の際に使用する。 保険証等の作成（交付）において記録されている資格・所得情報を使用する。 2. 療養給付の管理 資格・所得情報により給付割合等を判定するほか、他保険者における給付状況の照会・情報提供において資格・給付情報を使用する。 世帯の給付情報より高額療養費・高額介護合算療養費等を計算・判定し支給する。 3. 保険料賦課・収納の管理 資格・所得情報により保険料を算定し、納入通知書・納付書等を発行する。 賦課・収納情報により収納状況を確認し、滞納がある場合には督促状・催告書を発行する。
情報の突合 ※		情報の真正性・正確性を確保するため、情報入手時には個人番号カード及びその他本人確認書類により突合を行うほか、住民番号・記号番号・氏名・生年月日をもとに検索する内容と突合を行う。 また、国保情報トータルシステム内での処理では、記号番号・住民番号により既存保有情報との突合を行う。
情報の統計分析 ※		国民健康保険の健全な運営を図るため、加入・給付・賦課・収納に関する状況を調査し基礎資料を作成するための統計分析を行う。 ただし、特定の個人を判別しうるような情報の統計分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		◆国民健康保険資格の決定 ◆被保険者証及び各種給付関連証の交付決定 ◆保険給付の受給決定 ◆保険料の決定 ◆保険料滞納に対する処分決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (7) 件
委託事項1	滞納整理支援システムのソフトウェア保守業務
①委託内容	滞納整理支援システムのソフトウェア保守、制度改正等に伴う改修、運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]
	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※
	その妥当性
③委託先における取扱者数	[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名	株式会社シンク
再委託	⑦再委託の有無 ※
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

委託事項2		電話催告システムのソフトウェア保守業務
①委託内容		電話催告システムのソフトウェア保守、運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）
	その妥当性	◆電話催告システムでは、国民健康保険料が賦課された者全員が管理対象となっているため ◆電話催告システムシステムを安定的に稼働させるには、専門知識を有している必要があるため
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （システムの直接操作）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		東日本電信電話株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		電話催告センター電話催告業務	
①委託内容	電話催告システムを使用した次の業務 ・電話による納付及び資格届出に関する案内 ・納付書及び催告書の作成及び封入封緘 ・システムへの対応内容及び経過の入力		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）の一部	
	その妥当性	◆電話催告システムでは、国民健康保険料が賦課された者全員が管理対象となっているため ◆正規職員を徴収（滞納処分）事務に専念させ、国民健康保険料の未納者に対する電話催告等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となるため	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他（システムの直接操作）		
⑤委託先名の確認方法	新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。		
⑥委託先名	株式会社セゾンパーソナルプラス		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		給付関連情報データ入力業務
①委託内容		高額療養費・療養費・特別療養費支給申請書及び不当利得情報のパンチ入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）の一部
その妥当性		◆療養給付を受けた被保険者等の一部が高額療養費・療養費・特別療養費・不当利得の対象となるため ◆申請書等情報を電子データに変換する必要がある、専門業者への委託が必要であるため
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社KDS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		所得情報データ入力業務
①委託内容		簡易申告書及び税照会回答書のパンチ入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）の一部
	その妥当性	◆被保険者等のうち、入国初年の外国人や収入が少なく税申告の必要がない被保険者等が簡易申告の対象となるため ◆申告書等情報を電子データに変換する必要がある、専門業者への委託が必要であるため
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6		収納情報データ入力業務	
①委託内容		納付書及び還付請求書のパンチ入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）の一部	
	その妥当性	◆被保険者等のうち、納付書による納付や過払いによる還付が発生したや被保険者等が対象となるため ◆納付書及び還付請求書等情報を電子データに変換する必要があり、専門業者への委託が必要であるため	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項7	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) 過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう。
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 「国民健康保険法」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。

③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名	東京都国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国保賦課ファイル(平成31年2月から)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
その必要性	国民健康保険税の賦課業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 : 税額を算出してこれを基に対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・国庫補助等を算定するために保有 ・医療保険関係情報 : 国民健康保険税の税額を算出するために保有
全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成28年6月予定
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、高齢者福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (日本年金機構)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム)								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民から入手する特定個人情報 : 随時 ・住民記録情報 : 随時 ・住登外宛名情報 : 日次 ・住民税情報 : 年度当初6月。以降、変更分は隔週。 ・名寄せ情報 : 日次 ・介護保険情報 : 介護資格情報は月次。賦課情報は2,4,6,7月。 ・他区市町村区町村 : 随時(予定) ・他の医療保険者 : 随時(予定) 								
④入手に係る妥当性	<p>住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、関係部署・機関から入手している。その頻度・時期については(正確性を期するため)提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにする必要があるので、関係先と協議して可能な範囲で迅速な入手に努めている。</p>								
⑤本人への明示	<p>本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第7号 別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。</p>								
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため 								
変更の妥当性	-								
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課、地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算)の計算、賦課に使用する ・納付書の作成に使用する 							
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する 							
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることを目的とした統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。 							
権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料の決定 保険料額減免の承認 特別徴収・普通徴収の決定 								
⑨使用開始日	平成28年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
その妥当性	障害分析やシステム改修の際にデータを検証する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (システムの参照)	
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名	同上	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><新宿区における措置> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でVTSへ保管 <申請書等の紙媒体について> 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 <中間サーバー・プラットフォームについて> 入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 683 467 828"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="467 683 1520 828"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 828 467 1008"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="467 828 1520 1008"> <p>・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。 (所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する)</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。 (所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する)</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。 (所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する)</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				
<p>7. 備考</p> <p>—</p>					

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 国保資格ファイル(平成31年2月から)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
その必要性	国民健康保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報 : 国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成28年6月予定
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、厚生労働省） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（市区町村、後期高齢者医療広域連合） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ <input type="checkbox"/> その他（日本年金機構、東京都国民健康保険団体連合会）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（既存住民基本台帳システム、住民税システム）
③入手の時期・頻度	<p><国保連合会からの入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務の被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等、国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報) ：平成30年4月1日以後に、日次の頻度 <p><その他の入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民から入手する特定個人情報：国保資格、送付先に関わる異動が生じる都度 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・後期高齢者医療情報：随時 ・生活保護情報：随時 ・他区市町村区町村：随時(予定) ・他の医療保険者：随時(予定) ・厚労大臣(雇用保険情報)：随時(予定)
④入手に係る妥当性	<p><国保連合会からの入手に関する妥当性></p> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・被保険者情報に関する入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 <p><その他入手に関する妥当性></p> <p>住民から直接入手する以外の個人情報とは住民の2度手間とならぬよう、関係部署・機関から入手している。その頻度・時期については(正確性を期するため)提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにするため、関係先と協議し、可能な範囲で迅速な入手に努めている。</p>

⑤本人への明示		本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第7号 別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。					
⑥使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定を行うため ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため 					
変更の妥当性		—					
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課					
	使用者数	<p style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定に使用する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する 					
情報の突合 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する 					
情報の統計分析 ※		・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることを目的とした統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。					
権利利益に影響を与え得る決定 ※		国保資格の得喪 被保険者証、短期証、資格証、高齢受給者証の交付					
⑨使用開始日		平成28年6月1日					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ
その妥当性	障害分析やシステム改修の際にデータを検証する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの参照)
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開
⑥委託先名	同上
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p><選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	<p>対象となる本人の数</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	<p>対象となる本人の範囲 ※</p> <p>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう</p>
その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数	<p>[10人以上50人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。
⑥委託先名	東京都国民健康保険団体連合会
再委託	<p>⑦再委託の有無 ※</p> <p>[再委託する]</p> <p><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	<p>⑧再委託の許諾方法</p> <p>再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。</p>
	<p>⑨再委託事項</p> <p>資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。</p>
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でVTSへ保管 <p><申請書等の紙媒体について></p> <p>事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームについて></p> <p>入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p>
---------	---

②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>[6年以上10年未満]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	<p>・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする)</p> <p>すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。(所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する)</p>													

③消去方法	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。
-------	---

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 国保給付ファイル(平成31年2月から)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
その必要性	国民健康保険の給付業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報 : 特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のために保有
全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成28年10月予定
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、高齢者福祉課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（医療保険者） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（市区町村、後期高齢者医療広域連合） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ <input checked="" type="checkbox"/> その他（東京都国民健康保険団体連合会）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム）
③入手の時期・頻度	<国保連合会からの入手時期・頻度> ・国保連合会からの高額該当の引き継ぎ業務(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報) ：平成30年4月1日以後に、月次の頻度 <その他の入手時期・頻度> ・住民から入手する特定個人情報：随時 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・住民税情報：年度当初6月。以降、変更分は日次 ・介護保険情報：給付実績情報は月次 ・障害者施設入所者情報：随時 ・他区市区町村区町村：随時(予定) ・他の医療保険者：随時(予定)
④入手に係る妥当性	<国保連合会からの入手に関する妥当性> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 <その他入手に関する妥当性> 住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、関係部署・機関から入手している。その頻度・時期については(正確性を期するため)提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにするため、関係先と協議し、可能な範囲で迅速な入手に努めている。
⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第7号 別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。

⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため 								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課							
	使用者数	[10人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭の給付に使用する ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する 								
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する。 							
	情報の統計分析 ※	・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることを目的とした統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	給付支給/未支給決定 負担区分決定 負担区分の変更決定							
⑨使用開始日	平成28年10月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	高額療養費支給システムの運用・保守業務
①委託内容	高額療養費支給システムの運用・保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ
その妥当性	システム運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開
⑥委託先名	同上
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	

委託事項2		高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<ul style="list-style-type: none"> 療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体</p> <p>2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) 過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 「国民健康保険法」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年 間有効、「地方自治法第236条1項」によって不当利得の返還を受ける 権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		<p><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
	⑦再委託の有無 ※	<p><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><新宿区における措置> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でVTSへ保管 <申請書等の紙媒体について> 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 <中間サーバー・プラットフォームについて> 入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p>	
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
<p>③消去方法</p>	<p>その妥当性</p>	<p>・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。 (所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する)</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 国保収滞納ファイル(平成31年2月から)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
その必要性	賦課額情報に基づいた納税義務者に対する収納業務、納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) :対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報 :対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報 :対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有
全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成28年10月予定
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (健康保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保険料(税)賦課システム)	
③入手の時期・頻度	【本人または本人の代理人】 収滞納事務のうえで納付義務者の特定個人情報が必要な都度入手する。 【評価実施期間内の他部署】 ・住民記録情報: 日次、随時 ・住登外宛名情報: 日次 ・地方税関係情報: 随時 【他区市町村区町村からの入手】 ・他区市町村区町村から随時送付される実態調査書から入手する。	
④入手に係る妥当性	住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、関係部署・機関から入手している。その頻度・時期については(正確性を期するため)提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにする必要があるので、関係先と協議して可能な範囲で迅速な入手に努めている。	
⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第7号 別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	
⑥使用目的 ※	納付書、納税証明書の発行、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 指定金融機関からの納付済み通知書情報の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付対象者の納付情報を把握する。 ・納付情報を基に還付・充当通知書を対象者へ通知する。 ・賦課額情報、納付情報を基に納付書の再発行を行い対象者へ通知する。 <p>2. 督促・催告に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する。 ・滞納者に対して、電話催告の実施、催告書を通知する。 <p>3. 納付意思がある滞納者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に誓約書を提出させたうえで分割納付を行う。また、申請を基に徴収猶予処理を行う。 <p>4. 納付意思がない滞納者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産調査を行い、財産がある場合には、差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 ・財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行う。 <p>5. 納税義務の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務承継通知書を通知する。
<p>情報の突合 ※</p>	<p>(1) 固定資産税賦課額情報、納付済通知書情報を突合して還付・充当通知書に係るデータを作成する。 (2) 固定資産税賦課額情報、納付済通知書情報を突合して督促状に係るデータを作成する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることおよび保険料の滞納状況(滞納者数、滞納額等)に関する統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>・督促処分、過誤納金充当処分の決定 ・滞納者の財産調査、滞納処分(財産差押等)、執行停止、延滞金免除等、滞納整理業務における決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年10月5日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
その妥当性	障害分析やシステム改修の際にデータを検証する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (システムの参照)	
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名	同上	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><新宿区における措置> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でVTSへ保管 <申請書等の紙媒体について> 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 <中間サーバー・プラットフォームについて> 入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 616 467 763"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="467 616 1520 763"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 763 467 967"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="467 763 1520 967"> <p>・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。(所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する。)</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。(所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する。)</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、5年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。(所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する。)</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				

7. 備考

—

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(平成31年1月まで) 国民健康保険情報ファイル (平成31年2月から) (1) 国保賦課ファイル (2) 国保資格ファイル (3) 国保給付ファイル (4) 国保収滞納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>◆窓口における資格・賦課情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認している。</p> <p>◆上記以外の入手（代理人や郵送による届出など）においては、氏名・生年月日・住所及び記号番号により対象者であることを確認している。なお、代理人の本人確認については、身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により行っている。</p> <p>◆届出書等の内容を国保情報トータルシステムへ入力後、届出書等と入力内容との照合を複数人で行っている。</p> <p>◆庁内連携による住民情報・税務情報の入手については、各システム間で使用している共通KEY（住民番号）により対象者以外の情報が入手できない仕組みとなっている。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック（*）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>*：ここでいう関連性・妥当性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>◆必要な情報のみ記載する届出書等の様式を新宿区国民健康保険条例施行規則で定め、被保険者等が不必要な情報を記載しないよう記載見本を作成し注意喚起している。</p> <p>◆必要な書類以外は添付・複写しないようにしている。</p> <p>◆国保情報トータルシステムの入力画面においては、国民健康保険事務と関連しない項目を登録することができない仕組みとなっている。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース（*）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>*：ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合（国保集約）システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合（国保集約）システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国保情報トータルシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各種届出書等に題名を明記するほか、被保険者等に対し口頭又は案内文により利用目的・利用方法を十分に説明している。 ◆代理人による資格・賦課情報の入手においては、被保険者等からの委任状を提出してもらい本人同意を確認し、代理人本人から身分証明書(官公庁発行のものに限る)を提示してもらい本人確認を行っている。 ◆国保情報トータルシステムにおいて、国民健康保険事務に関連しない項目は入手できない仕組み及び不適切な操作ができない仕組みとなっている。 <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、不適切な方法による入手を防止している。(アクセス権限の無い者が、申請書や照会書を打ち出し、住民から特定個人情報を取取る事を防止している) ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途等が明確になる形で入手している。 ・住民が本市の別部署に提供した情報(住所変更や課税情報)を国保窓口にて再提出する必要がないよう、可能な範囲で庁内連携により入手可能な仕組みを構築する。 ・庁内連携の場合、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式なので、予め決められた情報以外のデータを入手することはない。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、不適切な方法による入手を防止している。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 <p><国保連合会からの入手における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><国保情報トータルシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆窓口における資格・賦課情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書(官公庁発行のものに限る)の提示により本人確認を行っている。 ◆上記以外の入手(代理人や郵送による届出など)においては、国保情報トータルシステムにより氏名・生年月日・住所及び記号番号を参照し、本人確認を行っている。なお、代理人の本人確認については、身分証明書(官公庁発行のものに限る)の提示により行っている。 ◆庁内連携により入手する住民情報・税務情報については、入手元の各業務において本人確認を行っている。 <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <p>個人番号カードの提示または通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を行う。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当区において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当区において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても当区の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国民健康保険市区町村事務処理システムにおける措置(例) <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、当区の国民健康保険市区町村事務処理システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p><国保情報トータルシステムにおける措置> ◆個人番号カード、又は通知カードと身分証明書(官公庁発行のものに限る)との照合により、真正性を確認している。 ◆上記の方法による確認ができない場合は、住民記録システム・住基ネットCS又は団体内統合宛名等システムでの照合により、真正性を確認している。 <市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・個人番号カードの提示または通知カードと他の証明書類の提示を求め、照合する。左記による確認がとれない場合は保険証番号など個人を一意に特定できる番号から個人番号を検索して照合を行う。 ・提出された書類に記載された個人番号と、システムで保有している情報に相違がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号の真正性の確認を行う。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><国保情報トータルシステムにおける措置> ◆入手した情報の入力・削除及び訂正を行う際に、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。 ◆国保情報トータルシステムにおいて、原則月1回は各情報間の整合性をチェックし、誤りがあれば職権により適宜修正することで正確性を確保している。 ◆窓口において被保険者証等の交付や納付書を発行する場合は、その場で被保険者等に記載内容を確認してもらうことで正確性を確保している。 ◆資格・賦課情報については、当該情報に変更が生じた際には速やかに届出するよう口頭又は案内文により被保険者等に説明している。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> システム入力に際して、区分・コード選択による入力を用いたり、グラフィカルな画面を用いた入力を可能とすることで誤入力の発生を抑える仕様になっている。また、各業務において、入力者とは別担当者によるチェック(原本との照合など)を行うなどして、正確性を確保している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと団体内統合宛名システムおよび移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当区および他区市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当区および他区市町村の双方に配信され、当区および他区の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当区の職員が確認している。</p> <p>・国民健康保険市区町村事務処理システムにおける措置(例) ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険市区町村事務処理システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><国保情報トータルシステムにおける措置> ◆窓口においては、近隣の第三者へ漏えいしないよう仕切りパネルを設置している。 ◆届出書等は、入力及び照会後にキャビネット又は倉庫に施錠保管している。 ◆郵送による届出を勧奨する場合には、医療保険年金課の住所宛先が記載された返信用封筒を使用するよう案内することで誤配送の防止に努めている。 ◆庁内連携による住民情報・税務情報の入手については、各システム間のみでの通信に限定するための対策を施している。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・特定の職員のみが国保業務に携わっており、システム操作も認証を受けた者が認証を受けた機能しか使用できないようにしている。 ・個人番号が記載された申請書などは様式ごとに定められた場所にて施錠保管する。廃棄時も裁断・溶解等を行うことで、漏えい・紛失を防止する。保管場所の鍵は権限を持った者(係長級以上の職員)が管理を行う。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的実施して保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な操作による情報漏えいを防止している。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。</p> <p><国保連合会からの入手> ・国保総合PCにおける措置 ・当区の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>—</p>

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名管理機能を有する団体内統合宛名システムにおいては、システム間連携機能により、連携する庁内業務システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><国保情報トータルシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国保情報トータルシステムは、庁内連携により住民情報システム及び税務情報トータルシステムの国民健康保険事務に関する情報へのみアクセスできる仕組みとなっている。 ◆国保情報トータルシステムと滞納整理支援システムは、庁内連携システムを経由したデータ授受のみで、直接システムにはアクセスできない仕組みとなっている。 ◆滞納整理支援システムと電話催告システムは、お互いの共有フォルダを使用したデータ授受のみで、直接システムにはアクセスできない仕組みとなっている。 <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。 ・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。
その他の措置の内容	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><国保情報トータルシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する職員を特定してユーザIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>

	具体的な管理方法	<p><国保情報トータルシステムにおける措置> ◆正規職員については、人事異動情報に基づいたアクセス権限の発効・失効を設定している。 ◆非正規職員については、雇用開始前に担当事務における各システム使用の有無を確認し、有効期限(最大雇用期間終了日)を設定しアクセス権限を発効している。なお、有効期限前に雇用終了となった場合には、速やかにアクセス権限を失効させている。 ※アクセス権限の設定については、医療保険年金課長が情報システム課長へ申請し、情報システム課長が承認している</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・アクセス権限の発効および失効は、管理者権限IDにより行うため、その他の者が自由に発効および失効を行うことができない。(管理者権限IDは、情報システム担当職員または業務システム管理部門のシステム担当職員しか扱えない。また、当該担当職員は所属長が任ずる者に限定される。以下、これらの者をシステム管理者と表記する) ・年度当初に人事情報を基にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効および失効を実施している。 ・年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者が速やかに権限の発効および失効を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・アクセス権限の発効および失効は、システム管理者の権限により行うため、その他の者が自由に発効および失効を行うことができない。 ・年度当初に人事情報を基にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効および失効を実施している。 ・年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者が速やかに権限の発効および失効を行う。</p>
アクセス権限の管理	[行っている]	<p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
	具体的な管理方法	<p><国保情報トータルシステムにおける措置> ◆担当業務(係)別のアクセス権限表を作成し、不要な権限を付与しないよう管理している。また、必要に応じアクセス権限表を見直している。 ◆アクセス権限の申請/失効の内容と、申請/失効の結果を突合している。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> 職員異動に伴う権限の付け替えは年度当初に一括で行い、年度途中の異動については随時行っている。これらの作業はシステム管理者により、管理者権限IDを用いて行われる。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・ユーザIDごとにシステム管理者がアクセス権限を設定している。 ・システム管理者は必要に応じて随時、アクセス権限設定の見直しを行う。</p>
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
	具体的な方法	<p><国保情報トータルシステムにおける措置> ◆国保情報トータルシステムでは、ユーザID及び使用端末も含め登録・削除・参照・照会・回答のログを記録・管理し、履歴を7年間保管している。 ◆滞納整理支援システム及び電話催告システムでは、アクセス及び操作内容のログを記録・管理し、履歴を無期限保管している。 ◆上記ログについては、随時各システムにおいて確認できる仕組みとなっている。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・ユーザー名、端末名、操作日時、操作画面、アクセス区分(照会、異動)、アクセス対象者を記録している。 ・アクセス記録は、ハードディスクまたはデータセンタ内のバックアップストレージに保管する。 ・アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。 また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス等)については、定期的に確認する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の使用は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員に周知する。 ・事務外で使用した場合には、アクセス記録等で特定可能であることを周知して事務外の使用を抑止する。 ・上記の周知方法は、個人番号を扱い始めるタイミングまたは新規従業者の職員に対しては初期教育時に、国保年金課長より説明する。 ・職員に対しては、年1回個人情報保護に関する研修及び情報セキュリティ自己チェックを実施している。 ・非正規職員に対しては、契約時に業務上知り得た情報の業務外使用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせている。 ・委託先に対しては、個人情報保護に係る特記事項を契約書に付している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみに限定している。 ・特定個人情報を記録した外部記録媒体は、施錠保管して持ち出しのルールを定め遵守している。(鍵の管理は所属長が任じた特定の担当者が行う) ・職員に対しては、年1回個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写・複製の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては、個人情報保護に係る特記事項を契約書に付している。 ・バックアップファイルの作成・取得は、入退室管理している室内において権限を与えられた者のみの作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外に不要なファイルを複製しないよう、従業者に対し周知する。 ・上記の周知方法は「従業者」が職員の場合は個人番号を扱い始めるタイミングまたは新規従業者の職員に対しては初期教育時に、国保年金課長より説明する。また「従業者」が委託先従業者の場合、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して委託業者による従業者への周知・徹底を義務付けている。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 	

	<p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆契約書において、業務上知り得た個人情報等の目的外利用・複製及び持出しの禁止を定めている。(契約終了後についても徹底するよう明記) ◆作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ◆当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。 ◆当区から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。 ◆記録の保存期間については、当区の文書管理規程に従い、一定期間保存する。 ◆特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要な応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ◆さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。
<p>特定個人情報の消去ルール</p>		<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆契約書において、契約終了後に返還又は消去するよう定めている。 ◆書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ◆特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ◆委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>規定の内容</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲で公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。 ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ本人から直接これを収集しなければならない。 ◆業務に関して知り得た個人情報は、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。 ◆業務で取り扱う個人情報については、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。 ◆収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。 ◆個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。 ◆この契約の終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。 ◆事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅延なくその状況について書面をもって報告すること。 ◆必要に応じて個人情報の取り扱い状況の報告を行い、又は立入調査等の監査を受けること。 ◆従業者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施し、新宿区個人情報保護条例について周知すること。 ◆秘密保持義務 ◆事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ◆特定個人情報の目的外利用の禁止 ◆漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ◆委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ◆従業者に対する監督・教育 ◆契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等を定めるとともに、委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを設置する場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する <input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する
具体的な方法	<p><国保情報トータルシステムにおける措置> 庁内連携による情報の移転(新宿区教育委員会への提供も含む)は、ユーザIDも含め全てログを記録し、7年間保管している。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ(連携日時等)としてストレージ等に5年間記録している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ等に5年間記録している。</p> ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンタで保管する。	<input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する <input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する <input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>◆庁内連携による情報の移転(新宿区教育委員会への提供も含む)は、番号法第19条第9号に基づく条例で定められた事務・情報のみ認めている。</p> <p>◆事前に移転先から利用申請を提出してもらい、その内容を審議の上承認している。</p> <p>◆情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は、速やかに新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講じている。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・特定個人情報の提供・移転は、番号法等法令の規定によりその範囲を厳格に定め、その範囲についてのみ行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ(連携日時等)としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ等に記録しており、システム管理者が必要に応じて記録の確認を行う。</p>	<input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する <input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する
その他の措置の内容	国保情報トータルシステムでは、不正な移転・提供が行われないよう、端末ID及びユーザーIDにより該当事務を判定し、画面展開も含め移転先・移転項目等のアクセス制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する <input type="checkbox"/> 提供・移転しない <input type="checkbox"/> 提供・移転する

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>◆庁内連携による情報の移転(新宿区教育委員会への提供も含む)は、ユーザIDも含め全てログを記録することで、不適切な方法で移転が行われることを防止している。なお、記録されたログは7年間保管している。</p> <p>◆提供／移転前に、提供／移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認している。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、不適切な方法による提供・移転を防止している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>庁内連携による他業務システムとの連携は、団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による提供・移転を防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>◆国保情報トータルシステムで情報の入力・削除及び訂正を行う際、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。</p> <p>◆庁内連携では、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、予め移転元から承認された相手及び該当情報しか移転できないように制御されている。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <p>情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、複数人による二重チェックを実施する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>庁内連携による他業務システムとの連携は、団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、誤った相手への提供・移転を防止している。また、情報の移転元業務システムと団体内統合宛名システムおよび移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、システム上での順序性・正当性・正確性等を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・緊急時等に、特定個人情報ファイルをフラッシュメモリ等の外部媒体を用いて提供・移転する場合は、データの暗号化および媒体のパスワードロック等の措置を講じたうえで提供・移転を行う。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二および第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による不適切な方法による入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止する。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムと情報照会元業務システムの間で同期を取る仕組みとなっており、システム上での順序性・正当性・正確性等を担保している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能により中間サーバに情報照会を行う際には、団体内統合宛名システムにおいて照会結果の変更を行わないことで、中間サーバから入手した情報と同一であることを担保している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止する。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 <p>・情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用して市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <p><中間サーバの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ等に記録しており、必要に応じて記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納したうえで照会許可照合リストを基に情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不正な提供が行われていないか必要に応じて確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定する。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録(提供・移転先、日時等)をシステム上で管理しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システムとの連携は、インターネット網とは分離した庁内業務専用ネットワークの通信に限定している。また、ファイアウォール等による通信制御により、権限を有しないものによる不適切な方法による情報提供を防止している。 ・中間サーバとの連携は、行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)の通信に限定している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ等に記録しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報および照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <p><中間サーバの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不適切な方法で提供が行われていないか必要に応じて確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><市区町村事務処理標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、複数人による二重チェックを実施する。 ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内連携テスト、情報提供ネットワークシステムとの連携テスト・総合運用テスト等の検証工程で、特定個人情報の正確性を十分に検証したうえで中間サーバに誤った情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p><中間サーバの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバに誤った情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する市区町村であっても他市区町村が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆通常業務使用する端末自体には、特定個人情報を保管していない。 ◆サーバー及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外は入室させない。 ◆セキュリティ区域は通常時は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ◆セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ◆サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災・水害・ほこり・振動・温度・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、万が一、火災・水害等の災害が発生した場合に備え異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ◆紙媒体・電子記録媒体については、事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンタに構築して設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンタ内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>◆新宿区情報セキュリティ規定に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。 ◆振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じている。 ◆ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ◆導入しているOS及びミドルウェアには、最新のセキュリティパッチのリリース後、速やかに適用作業を実施している。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>—</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	<p>—</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>生存する個人の個人番号と同様の方法にて保管している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国保情報トータルシステムにおける措置> 原則月1回は各情報間の整合性をチェックし、必要に応じて最新情報への更新を行っているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</p> <p><市区町村事務処理標準システムにおける措置> 各種異動(住民から直接入手するもの、外部からの提供・移転に関わらず)が生じた場合、各業務データは最新状態へと変更処理が行われる。変更前のデータは履歴データとして管理される。履歴データは一定期間保管されるものの、住民への通知物や外部への提供・移転に際しては、常に最新データを用いて行われることになる。(システム処理においては機械的に判断される。職員作業においても最新状態のものしか印刷できないなどの措置が取られている。)</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>◆文書管理基準表により保存期間を確認し、保存期間を経過した紙媒体の特定個人情報については、溶解・焼却・細断等により廃棄している。</p> <p><国保情報トータルシステムの手順> ◆原則、国保資格喪失後5年を経過したデータファイルについては、国保情報トータルシステムの機能にて一括で削除している。(隔年作業)</p> <p><市区町村事務処理標準システムの手順> 保管期間を経過したのちに不要となった特定個人情報をシステム保有課職員の指示のもと、委託業者が一括して削除する仕組みとする。 データ間の整合性を損なうことなく削除する必要があるため、業務担当職員の指示のもと、削除作業は委託しているシステム業者が行うものとする。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的なチェック方法	<p>【当区における措置】 ◆特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条（評価書の修正）に基づき、少なくとも年1回評価書に記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。 ◆「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p> <p><国保総合(国保集約)システム> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告（それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする）。</p>
②監査	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的な内容	<p>【当区における措置】 ◆内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。 ◆外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うものとしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システム> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告（それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする）。</p>

2. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発 [十分にしている] <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている
 3) 十分にしていない

具体的な方法

<新宿区における措置>
 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的を実施して保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、違反の程度や情状に応じて指導を行う。
 ・委託業者に対して、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して従業員への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対して、セキュリティ研修等を実施することとしている。
 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

<国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発>
 ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修
 ・教育頻度: 年間1回程度
 ・教育方法: 集合教育
 ・教育対象: 職員および嘱託員
 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。

<サイバーセキュリティに関する教育・啓発>
 ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの
 ・教育頻度: おおむね一年ごと
 ・教育方法: 未定
 ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者
 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。
 * 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話:03-5273-3880(直通)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付けます。 自己情報開示請求書等に必要事項を記入の上、提出していただきます。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出または掲示が必要です。 郵送による請求は、認めておりません。
特記事項	代理人による請求があった場合は、代理関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口にて提示してもらう。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	(平成31年1月まで) 国民健康保険情報ファイル (平成31年2月から) (1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル
公表場所	新宿区役所本庁舎4階 健康部医療保険年金課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話:03-5273-3880(直通)
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」に定めるところにより、郵送・ファックス・窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報しんじゅく」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、医療保険年金課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状況においた。
②実施日・期間	平成29年1月25日から平成29年2月23日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	